

事 務 連 絡  
令和 4 年 2 月 1 0 日

各 加 盟 団 体 代 表 者 様

公益財団法人群馬県スポーツ協会  
理 事 長 松 本 博 崇

「まん延防止等重点措置」の延長に伴う活動の対応について（2月14日からの対応）

平素より、本協会の諸事業につきまして格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、まん延防止等重点措置の適用期間の延長を国に要請していることに伴い、県立学校における部活動の対応について、県教育委員会より別紙（写）のとおり通知がありました。

つきましては、**少年（高校生以下）の活動**は学校における部活動と同様に扱うこととして、下記のとおりとしますので、御協力いただけますようお願いいたします。

## 記

### 活動について

(1) まん延防止等重点措置期間は、活動を休止とする。

(2) 全国大会、関東大会及びその予選会等への参加は、可とする。

なお、大会等への参加に向けた活動については、けが防止等の観点から、感染防止対策を徹底した上で、感染リスクの低い必要最小限の活動にとどめ、活動内容等については適切に判断することとする。

#### — 参考 —

- ・群馬県ホームページ [https://www.pref.gunma.jp/05/am49\\_00064.html](https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00064.html)  
「県内の新型コロナウイルス感染症に関する情報」が群馬県ホームページに随時更新されますので常に新しい情報を得るようお願いいたします
- ・「まん延防止等重点措置」の延長に伴う学校の対応について（写）

競技スポーツ課 小林 電話：027-234-5555
-------------------------------



高教第 3 1 1 - 5 5 号

令和 4 年 2 月 9 日

県立学校長 様

群馬県教育委員会事務局

高校教育課長 天野 正明

特別支援教育課長 町田 英之

健康体育課長 橋 憲市

「まん延防止等重点措置」の延長に伴う学校の対応について

本県へのまん延防止等重点措置適用に伴う対応については、令和 4 年 1 月 1 8 日付け高教第 3 1 1 - 5 1 号で通知したところですが、感染力の強いオミクロン株により、1 日の感染者数が 1, 0 0 0 人を超える日もあるなど、依然として、感染拡大が憂慮される状況にあります。

こうした状況を受け、本県では、まん延防止等重点措置の適用期間の延長を国に要請しているところです。

ついては、学校における感染拡大を未然に防止し、児童生徒を感染から守るため、2 月 1 4 日（月）以降の学校対応を下記のとおりとしますので、下線部の内容に特に留意し、適切に対応願います。

これから年度末にかけては、児童生徒にとって進路決定や進級等に係る特に重要な期間であること等を踏まえ、各学校においては、感染防止に係る教職員及び児童生徒、保護者の意識を更に高め、家庭と連携して感染拡大防止に一層努めるようお願いします。

なお、県内外の感染状況により、対応に変更等があった場合は改めて通知します。

記

## 1 学校の対応について

- (1) 感染防止対策を徹底した上で、当面、通常登校を継続する。ただし、児童生徒が長時間近距離で対面形式となるグループワークなど感染リスクの高い教育活動については実施を控える。
- (2) 平常時から積極的に ICT を活用するなどして、学級閉鎖等の非常時に学習を継続できる体制を整えるとともに、非常時に生徒がやむを得ず登校できない場合にも、1 人 1 台パソコンを活用して授業を配信するなど、指導計画等を踏まえた学習指導と学習状況の把握を行うよう留意する。
- (3) 登校時の検温を含めた感染防止対策を再度徹底するとともに、体調が優れない場合には、速やかに主治医等に相談し、出勤や登校はしないよう、改めて指導する。特に、大学受験等により、外部と接触した場合は、健康観察を確実にを行うよう指導する。
- (4) 教職員・児童生徒に、手洗いや手指の消毒、マスクの正しい着用、昼食時の黙食等を含めた基本的な感染防止対策を改めて徹底するとともに、教室等使用する施設の換気に特に留意する。
- (5) 生徒に対して、不要不急の外出は避けるよう指導する。特に、人が集まりやすい場所（大型商業施設、カラオケ、ゲームセンター等）への出入りや、休日等における友人等との複数での飲食等を厳に控えるよう指導する。
- (6) アルバイトについては、経済的理由等やむを得ない場合を除き、原則として行わないよう指導する。
- (7) 県外を訪問したり、宿泊を伴ったりする行事等については、必要性を考慮して、延期や中止についても検討する。

## 2 部活動について

- (1) まん延防止等重点措置期間は、部活動を休止とする。
- (2) 全国大会、関東大会及びその予選会等への参加は、可とする。  
なお、大会等への参加に向けた活動については、けが防止等の観点から、感染防止対策を徹底した上で、感染リスクの低い必要最小限の活動にとどめ、連日活動することがないようにする。
- (3) 上記(2)の活動を行うに際しては、「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(令和4年2月4日付け文部科学省事務連絡)の「2(2)部活動等」で示されている下記事項に改めて留意するとともに、管理職が顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断するなど、責任を持って一層の感染症対策に努める。
- ① 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動等を控える。
- ② 部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策の徹底を図る。

### 【担当】

高校教育課	電話	027-226-4645
特別支援教育課	電話	027-226-4656
健康体育課	電話	027-226-4711